

南九州市有料広告掲載要綱

(目的)

第1条 この告示は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財政収入を確保し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市有資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市が発行する広報印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の財産

エ その他広告媒体として活用できる市有資産で市長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(3) 広告主 広告媒体への広告掲載の申し込みをし、広告の決定を受けた者をいう。

(広告掲載の基準)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 法令の規定に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 政治活動、宗教活動に係るもの

(4) 社会問題、意見広告及び売名的個人の宣伝に係るもの

(5) 市税等の滞納のある者の宣伝に係るもの

(6) その他掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(広告の規格及び料金等)

第4条 広告の掲載を行う施設等、規格及び掲載位置等、掲載料金等については、広告媒体ごとに所管課が別途定める。

(広告の募集方法等)

第5条 広告の募集方法や選定方法、予定価格等については、広告媒体ごとにその性質に応じて所管課が別途定める。

2 広告掲載を希望する者が募集枠に満たないときは、個別に広告を募集することができる。

(広告掲載の申し込み)

第6条 広告掲載を希望する者は、南九州市有料広告掲載申込書（第1号様式）に

広告案を添えて、市長が指定する期限までに市長に提出しなければならない。その際、市長は必要に応じて申込者に関する資料を求めることができる。

2 広告媒体の性質により、広告代理業者が広告掲載の申込みをし、かつ、広告掲載の決定後に広告代理業者が広告を募集する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、広告案については、広告掲載の決定後に広告掲載の都度、市長に提出するものとする。

3 前項の規定により、広告代理業者が広告掲載の申込みをし、又は広告案を提出した場合における広告案の審査及び広告掲載の決定に係る第7条の規定の適用については、第7条第1項中「申込書」とあるのは「広告案」と、同条第2項中「市長は、前項の審査に基づき」とあるのは「市長は」と、「申込者」とあるのは「広告掲載の決定を受けた者」とする。

(広告案の審査及び決定)

第7条 市長は、前条の申込書を受理したときは、第11条に規定する南九州市有料広告審査委員会の審査に付するものとする。

2 市長は、前項の審査に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を南九州市有料広告掲載決定(却下)通知書(第2号様式)により申込者に通知するものとする。

(広告主の責任等)

第8条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載期間終了後、速やかに施設等の原状回復を行わなければならない。

3 原稿、広告の作成経費及び施設等への取付・撤去経費は、広告主の負担とする。

4 広告主は、市が発行する印刷物を除き、掲載された広告が不適切な管理により市及び第三者へ損害を及ぼすことがないように努めなければならない。

5 施設等に掲載された広告が破損等した場合において、その修復に係る経費は、市の責めによる場合を除き、広告主の負担とする。

(掲載の取消し)

第9条 市長は、市の行政運営上支障があるとき、市長が指定する期日までに広告主が原稿を提出しなかったとき、又は広告の掲載料金を納付しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(掲載料金の還付)

第10条 納入済みの掲載料金は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって広告を掲載できなかったときは、この限りではない。

(有料広告審査委員会)

第11条 第7条第1項に規定する審査を行うため、南九州市有料広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会の委員長は、財政課長をもって充て、委員は、総務課長、企画課長、商工観光課長、税務課長及び社会教育課長をもって充てる。
- 3 前項に定めるほか、委員長は、必要に応じ、広告媒体及び審査する広告の内容に関する事項を所管する課の長を、臨時の委員として加えることができる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第12条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じ、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 会議を開く時間的余裕がないとき、又はやむを得ない理由があると委員長が認める場合は、議事について持ち回りにより審議し、決定することができる。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、財政課において処理する。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年6月13日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

南九州市有料広告掲載申込書

年 月 日

南九州市長 殿

住所（所在地）
氏名（名称）
申込者電話番号
FAX番号
担当者氏名

南九州市広告掲載要綱を遵守のうえ、次のとおり申し込みます。

広告媒体

広告内容

掲載期間 年 月～ 年 月（掲載回数： 回）

その他 添付書類

年間掲載計画書（掲載規格，掲載期間等）

掲載内容

その他必要と認める書類

第2号様式（第7条）

南九州市有料広告掲載決定（却下）通知書

年 月 日

様

南九州市長

印

年 月 日付けで申込みのありました有料広告掲載について、次のとおり決定（却下）しましたのでお知らせします。

1. 広告媒体

2. 掲載期間 年 月 日から 年 月 日

3. 掲載料金 円

4. 納入期限 年 月 日

5. 却下理由

6. その他